

子育て支援パスポート事業の全国共通展開への留意事項

1 県外からの利用者にサービスを御提供いただきます。

全国展開への協賛により新たにサービス提供の対象となるのは、千葉県民以外の方々であり、観光、里帰り出産等に伴う利用が想定されます。

なお、全国展開への協賛により御提供いただくサービスの内容につきましては、現在、子育て応援！チーパス事業（以下「チーパス事業」といいます）において御提供いただいている内容と同一となります。

※全国展開の協賛店については、**全国展開ステッカーの掲示**に加え、チーパス事業専用ウェブサイト・アプリ（チーパス・スマイル）への表示により県外の利用者への周知を図ります。

2 店頭で、全国の子育て支援パスポートが提示されます。

全国展開は、各都道府県で発行されている子育て支援パスポートを、発行元以外の（全国展開に参加する）都道府県でも使用可能となりますので、全国展開の協賛店では、各都道府県の子育て支援パスポートが提示されることとなります。

全国展開の協賛店におかれては、提示された子育て支援パスポートが全国展開に参加する都道府県のものか御確認いただきます。（**子育て支援パスポート事業全国共通展開参加自治体一覧参照**）※令和2年7月～

3 お子様の年齢を御確認いただく必要があります。

全国展開への協賛に係るサービス提供の対象家庭は、本県においては、チーパス事業と同様に「18歳未満のお子様（又は妊娠中の方）がいる家庭」となりますが、県外では子育て支援パスポート事業の対象家庭が異なる場合がありますので、対象外の方にサービス提供が行われることを回避するため、県外の子育て支援パスポートが提示された際には、お子様の年齢確認を行っていただく場合があります。

4 チーパス事業に係る御対応については、現行と一切変更ございません。

全国展開への協賛を行われる場合でも、チーパス事業に係る千葉県内の対象家庭へのサービス提供につきましては、現行と全く同様に御対応いただけますようお願い致します。